

山梨県立愛宕山少年自然の家・こどもの国キャンプ場

新型コロナウイルス感染症 感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月19日現在

● 施設内利用場所の換気の徹底

□ 事務室内の換気

- ・ 常に窓と入口を開けた2方向からの換気を行う。

□ 宿泊室の換気

- ・ 利用者に対し、30分間隔で1回5分程度を目安として窓と入口を開けた2方向からの換気を促す。
- ・ 宿泊室前の廊下及び談話室については、常に窓を開け、施設内の換気量の確保を行う。

□ 仮設テント内の換気

- ・ A型テントについては出入り口に網戸等が無く、害のある虫等の侵入が予想されるため、入口を開けた換気が困難であることから使用中止とする。
- ・ ドーム型テントについては、利用者に対し、出入り口2ヶ所を網戸の状態にした換気状態での使用を促す。

□ 研修室内の換気

- ・ 換気扇による換気を行いつつ、出入口と窓を開けた定期的な換気を行う。

□ 工作室内の換気

- ・ 工作室倉庫内の排風機を稼働し、出入り口と展示ホールの窓を開けることで2方向から換気を促す。

□ 大ホール内の換気

- ・ 利用者に対し、30分間隔で1回5分程度を目安として窓と入口を開けた2方向からの換気を促す。

□ 食堂の換気

- ・ 利用時を含め、利用の前後は食堂内の窓を開け換気を行う。

□ 浴室・脱衣所の換気

- ・ 浴室の換気扇を稼働し、脱衣所出入り口と浴室内排風口の2方向からの換気を促す。脱衣所内の扇風機は常に稼働しておく。

● 施設内の混雑の緩和

□ 利用団体・利用人数の制限

- ・ 同日に利用できる団体を自然の家、キャンプ場それぞれ1団体とする。
- ・ 自然の家宿泊室の利用人数を1部屋につき5名以内に制限し、1~2床ずつ間隔を空けて使用する。
- ・ 利用団体に対し、余裕を持ったテントサイトの割振りを行なうとともに、テント1つ当たりの利用人数を極力少なくしてもらうよう促す。

□ 食堂の利用時間制限

- ・ 食堂利用の際、34名を超える利用を避け、超える場合はグループ分けをして30分間隔の時間差にて利用する。
- 浴室・脱衣所の利用時間制限
 - ・ 1グループ4名を目安とした交代制にて利用し、特に脱衣所が混雑することを避けて使用する。
- ロビー等の休憩スペースのリスク軽減
 - ・ 2階ロビー及び3階浴室前と周辺の休憩用ソファを撤去する。
- 雨天炊事場の利用時間制限
 - ・ 複数団体が利用しないよう、炊事場はキャンプ場利用団体が優先とする。
 - ・ 利用団体が雨天炊事場を利用する際、混雑を避けるため、利用人数を限定していただきつつ、事前に決められた時間で利用してもらうよう促す。
- 人と人との距離の確保
- 対人距離の確保
 - ・ 打合せ、使用料の支払い等の際は必ずマスクを着用したうえ、最低1mの対人距離を確保する。
- 入所式、退所式の制限
 - ・ 入所式、退所式は団体独自で実施してもらい、職員の立会を行わない。
 - ・ 室内で実施する場合は、各部屋の人数制限を厳守いただくとともに、内容を簡素化していただき、長時間の滞在を避けてもらう。
- オリエンテーションの簡略化
 - ・ 所内オリエンテーションを书面化し、利用者への事前周知を徹底していただく。
 - ・ 緊急時の対応については、利用日の受付時に改めて書面にて職員が団体引率者へ説明し、避難誘導の際の協力と参加者への周知徹底をしていただく。
- 食堂利用時の距離の確保
 - ・ 同時利用人数を34名とし、超える場合はグループ分けをして時間差で利用していただく
 - ・ 食堂内の席は、席を2つ以上空けるとともに、対面とならないよう座席を配置する。
- 雨天炊事場利用時の距離の確保
 - ・ 最低限1つ飛ばしで利用するよう、雨天炊事場かまどの数を制限する。
- 施設内の人数制限
 - ・ 1人あたりの専有面積を3㎡、必要換気量を30㎡とした場合、各部屋の利用人数を以下の通り制限する。
 - ◎大ホール (144㎡) …32人
 - ◎研修室1 (74㎡) …16人 ◎研修室2 (67㎡) …14人
 - ◎食堂 (156㎡) …34人 ◎宿泊室 (23㎡) …5人
 - ◎浴室 (19㎡) …4人 ◎脱衣所 (9㎡) …2人
- 自然の家来所の際の車両内での距離の確保
 - ・ 利用団体が車両等で自然の家に来所する場合、車両内においてもマスクを着用するとともに身体的距離を確保するよう指導する。

● 感染防止対策

□ 利用団体へのマスク、手指用消毒剤等の準備依頼

- ・ 各団体に対し、マスク、体温計、手指消毒剤、うがい用コップの持参をお願いする。
- ・ 施設利用時は原則としてマスクを着用していただき、定期的な手洗い等による手指消毒を促す。
- ・ 野外活動の際も、可能な限りマスク着用をしていただくが、外す場合は密集での活動が続かないような配慮する。

□ 食堂利用時の感染防止対策

- ・ 喫食中に会話は最低限に抑えていただきつつ、喫食中も手元にハンカチを置く等、咳エチケットを徹底する。

□ 「利用団体へのお願い」の遵守

- ・ プログラム相談時に別紙「感染拡大防止のための利用団体へのお願い」を団体指導者へ配布するとともにホームページにも同様のものを掲載し、利用団体のすべての方への周知を徹底する。

□ 使用箇所の消毒作業の協力依頼

- ・ 各活動場所に消毒液、ふき取り用のぞうきんを用意し、利用団体に使用後の消毒作業を促す。
- ・ 事務室から物品を貸し出した際に、消毒作業を行ってから返却するよう徹底する。

□ 職員のマスク等の対策

- ・ 職員は、業務中必ずマスクを着用し、利用者対応毎に手指消毒等を行う。

□ ゴミ箱の撤去

- ・ 鼻水や唾液等が付いたゴミからウイルスが空気中に飛散するのを防ぐため、宿泊室内のゴミ箱は撤去する。
- ・ 利用者各自にゴミ袋を持参することとし、ゴミの持ち帰りを徹底する。

□ 備品の共有使用の中止

- ・ 脱衣所に設置してあるドライヤーを撤去し、必要な方は個別に持参するよう呼びかける。
- ・ 談話室に設置してある図鑑や絵本等の閲覧中止とする。

□ 炊事用具の消毒作業の協力依頼

- ・ 炊事用具を貸し出す際、消毒用具も一緒に渡し、返却時に消毒作業を徹底させる。

□ トイレの衛生管理

- ・ 便座、洗浄レバー等は、定期的に清拭消毒を行う。
- ・ 洋式トイレは蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ 洋式・和式トイレの汚物は確実に流すよう表示する。
- ・ 男子小便器は、使用者同士の距離が1m（マスクを着用しない場合は2m）の距離を確保するため、一部を使用禁止とする。

● 体調チェック要項の提出

□ 職員の検温、体調確認の実施

- ・ 職員（愛宕山こどもの国の職員を含む）は業務開始前に、検温、体調確認を行った後、別

紙「体調チェック表」にその旨を記載する。発熱や、軽度であっても風邪の症状や下痢・嘔吐等の症状がある場合は、出勤を停止する。

- ・ 再委託業者など利用者と接する機会のある職員についても同様に実施し、始業前に健康状態を事務室へ報告する。

□ 利用者の検温、体調確認の義務化

- ・ 宿泊利用滞在中は、朝・就寝前の2回の検温を必ず行い、参加者の健康状態の確認を徹底する。
- ・ 健康状態の確認後は、別紙「健康状態確認書」を速やかに事務室に提出していただき、利用者の健康状態を確認する。

□ 待機部屋の確保

- ・ 団体が利用する際、1号室を待機部屋とし、活動途中で体調不良となった方、検温時に高い発熱がみられた方等の待機場所とする。

● 施設内定期清掃及び消毒作業の徹底

□ 定期的な消毒作業の実施

- ・ 団体利用中は、通常清掃に加え施設内の手すり、水道、トイレ等の不特定多数の利用者が触れやすい部分の定期的な消毒作業を行う。
- ・ 特にドアノブ、手すり、照明スイッチについては1日1回以上、定期的に消毒液を使用した清拭消毒を行う。
- ・ 施設内の各部屋は、団体の利用後に必ず職員による消毒を行う。
- ・ 事務室からの貸出物品や野外炊事用貸出物品に関しても、使用後には必ず職員による消毒作業を行ってから保管する。

● ガイドライン遵守の確認

□ チェックリストの作成

- ・ 各項目に対するチェックリストを作成し、毎日確認を行い、週1回程度県に報告を行う。

【必要なチェックリスト等の様式】

- ・ ガイドラインに沿うチェックリスト（毎日確認）
- ・ 感染拡大防止のための利用団体へのお願い（打合せ時に団体引率責任者へ渡し、利用者全員へ周知していただく）
- ・ 体調チェック表（職員用）
- ・ 健康状態確認書（利用者用 朝晩の体温・体調管理用）

以 上